

学校評価に関する法令の規定について

学校評価は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて行われています。

学校教育法(抄)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定し行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

◇「学校評価ガイドライン」の改訂について◇

- 初等中等教育段階の全ての学校種を対象として、学校における学校評価の取組に当たり参考となる目安を示している。
- 学校評価を実効性あるものとし、かつ、学校の事務負担を軽減する観点から、自己評価について、網羅的で細かなチェックとして行うのではなく、重点化された目標を設定し精選して実施すべきことを強調している。
- 児童生徒・保護者対象のアンケート調査について、その内容の充実と事務負担の軽減のため、網羅的に行うのではなく、重点目標に即した項目により行い、自己評価に活用すべきことを強調している。
- 保護者による評価と積極的な情報提供の重要性、及び、それらを通じた学校・家庭・地域の連携協力の促進を強調している。
- 省令改正を踏まえ、従来の「外部評価」を「学校関係者評価」に改めるとともに、評価者に保護者を加えることを基本とすることを強調している。
- 学校評価の結果を設置者に報告することにより、設置者が学校に対して適切に人事・予算上の支援・改善策を講じることの重要性を強調している。